

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-13
処分の種類	博物館の登録の取消			
根拠法令条例等・条項	博物館法第14条第1項			
処分の概要	博物館が登録要件を欠くに至った場合又は虚偽申請により登録した場合の、登録の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「博物館法第14条第1項」 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至ったものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。</p>			
基準の制定根拠				